

国有林材の安定供給システム申請説明書（素材）

別紙様式 1 「国有林材の安定供給システム申請書（以下「申請書」という。）」及び別紙様式 2・3 「国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（以下「企画提案書」という。）」の作成に当たっては、別紙記載例を参考としていただくほか、以下の事項に留意の上作成してください。

- 1 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- 2 申請書及び企画提案書への押印は不要とする。
- 3 申請書は、該当する物件番号ごとに作成し、「企画提案書」とともに、電子媒体（PDF）による送信、郵送または関係森林管理署等への持ち込みのいずれかの方法により森林管理局長へ提出すること。
電子媒体により提出する場合は、(kc_shisuhan@maff.go.jp)へメール送信（電子メール送信容量は上限 7MB のため、それ以上の場合は複数回に分けて送信）のうえ、森林管理局資源活用課に受信を確認すること。
- 4 申請に当たっては、資格要件を満たす者が共同（製材工場等と共同する場合）で買受けを希望する場合は、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に（代表者）と明記すること。
- 5 システム販売の対象となる素材を生産する請負業者（下請業者を含む。）が、自らが生産する物件に申請する場合の数量確定は、国もしくは第三者が行うものとする。ただし、計測機等が適正な性能を有した機械であると認められる場合は、申請者が保有する計測機等の使用も可能とする。
- 6 申請書の 3 「安定供給システム販売に係る事業計画」の記載について
 - ①（1）については、立木のシステム販売に申請する場合に記載するため、本申請（素材のシステム販売）においては記載不要。
 - ②（2）ア・イについては、原木市場等が申請する場合に記載し、内容は令和 7 年度計画を記載すること。
 - ③（3）ア～ウについては、製材工場等（合板工場、チップ工場を含む）が申請する場合に記載し、内容は令和 7 年度計画を記載すること。

- ④ (4) ア～ウについては、製材品需要者（木質バイオマス発電所を含む）が申請する場合に記載し、内容は令和7年度計画を記載すること。

7 申請書の4「事業内容（申請時前年度実績）」の記載について

- ① (1) については、素材生産業者等が申請する場合に記載し、内容は令和5年度実績を記載すること。
- ② (2) については、原木市場等が申請する場合に記載し、内容は令和5年度実績を記載すること。
- ③ (3) ア～ウについては、製材工場等（合板工場、チップ工場を含む）が申請する場合に記載し、内容は令和5年度実績を記載すること。
- ④ (4) ア～ウについては、製材品需要者（木質バイオマス発電所を含む）が申請する場合に記載し、内容は令和5年度実績を記載すること。

8 企画提案書の2「購入希望価格明細」の記載について

希望する購入単価（消費税及び地方消費税を除いた金額）を記載すること。公告に記載の無い樹材種については記載不要。

ただし、予定材積が空欄の径級については、現場の状況等によって出材されることもあるため、購入単価を記載すること。

9 企画提案書の5「施設設備等の新規性及び政策等の整合」の記載について

公告日以前までの設備投資について記載することとし、申請時に施設等の新設拡充導入がすでに完了しているものに限る。4年以上の加点については、新設等から5年を限度とする。

10 企画提案書の13「森林管理局長の評価」の記載について

(1) 末木枝条等利用

公告日以前までの末木枝条等販売物件の購入実績について記載することとし、申請時に売買契約を締結しているものに限る。

(2) 分収造林契約

公告日以前までの分収造林契約（分収造林の立木を売買契約したものとは異なる）について記載することとし、申請時に契約締結しているものに限る。

なお、(1)(2)ともに1年以上の加点については、契約から5年を限度とする。

11 添付書類について

申請書及び企画提案書の添付書類について、本公告にて複数物件に応募する場合は、内容に異同がない場合に限り添付書類の省略を可能とする。また、令和6年4月1日以降の公告日におけるシステム販売への申請が2回目以降となる場合も、令和6年4月1日以降の公告に提出したものと内容に異同がない場合に限り、添付書類の省略を可能とする。

なお、書類の添付を省略する場合は、別紙様式内の添付書類一覧表にその旨を必ず記載すること。

12 その他

(1) 原料材N・Lの協定者は、計測器による重量計測を行うに当たり、土場での積載完了後の写真及び、重量計測時の写真を撮影するものとする。

(2) 一般材（検知方法：自動選別機・毎木）の検知方法を自動選別機とする協定者は、数量検知を行うに当たり、土場での積載完了後の写真、工場等に到着した際の積載状況及び数量の検知状況が確認できる写真を撮影するものとする。

(3) 前項（1）及び（2）は、いずれも同一方向から運搬車のナンバープレートと積載状況が確認できるよう撮影し、森林管理署等名、国有林名、撮影年月日を記入した看板等を映すこととする。

なお、看板については、情報の電子的記入を行ったものでも差し支えないものとする。

(4) 前項（1）の協定者は、重量の計測後、計測伝票、写真を整理し森林管理署等に提出するものとする。

前項（2）の協定者は、数量の検知後、検知帳票、写真を整理し森林管理署等に提出するものとする。

(5) 重量計測による販売数量の確定については、以下の換算係数を使用する。

原料材N（針葉樹）： 1立米 = 0.991トン

原料材L（広葉樹）： 1立米 = 1.391トン

国有林材の安定供給システム申請書 **【記載例】**

令和〇年〇月〇日

近畿中国森林管理局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

押印不要

注) 共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に（代表者）と明記すること。

令和〇年〇月〇日付けの公告による国有林材の安定供給によるシステム販売について、林産物の買受に係る協定の締結を希望するので、必要書類を添付の上、申請します。

1 買受希望数量・時期等

単位：m³

第〇号物件	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度
〇〇森林管理署 Or 〇〇森林管理事務所	2, 000		

・ 申請物件の数量を記載
・ 複数年に係る物件の場合の年度別数量は、別添 1 の予定数量に合わせる

注) 1 年度別数量は、システム販売予定数

2 添付書類

(別添) 添付書類一覧表を作成

- (1) 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- (2) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙 9 号書式その 3 又はその 3 の 2 若しくはその 3 の 3）の写し。ただし、申請者が法人の場合は、その 3 の 3 を添付すること
- (3) 社会保険の加入を証する書類（従業員数、加入者数、適用除外者数がわかるもの、任意様式でも可）
- (4) 保有する資格を証する書類（林産物売払い一般競争参加資格、全省庁統一資格「役務の提供等（その他）」、J A S 認定、森林認証材等）
- (5) 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（別紙様式 2・3）
- (6) 植栽の意思表明書（別紙様式 6）
- (7) バイオマス発電所に対して燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、前各号に加え、バイオマス発電所との取引協定書の写しを添付すること
- (8) 原材料 N・L の物件を申請する者及び販売協定先の事業者（直接収集運搬する場合）

は、直近の計量器の検定又は定期検査に合格していることが証明できるものの写し

注) 1 複数の者による共同申し込みの場合は、それぞれ添付書類を提出する。

注) 2 全省庁統一資格「役務の提供等(その他)」及び(6)植栽の意思表示書は国有
 木材の安定供給システム実施要領第2条第3号に係るシステム販売を行う場合に添
 付する。

注) 2を確認すること

3 安定供給システム販売に係る事業計画

立木のシステム販売時に使用するため記載不要

(1) ○○年度事業計画(立木)

ア 事業予定期間 ○年○月～ ○年○月(作業着手から搬出完了まで)

イ 四半期別生産計画量

単位: m³

四半期 森林管理署等		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
○○森林管理署等	立木材積					
	素材材積					
	立木材積					
	素材材積					

注) 立木材積の計は、立木のシステム販売(別紙様式3「企画提案書」の2(2))の
 量数量に合わせることに。

ウ 集材方法 ○○○○○○

エ 作業班編成人数 ○○名

(内訳: 伐採○○名、集材○○名、造材○○名、機械運転手○○名、その他○○名)

オ 生産材販売計画

販 売 先	販売量 (m ³)	備 考
計		

注) 1 共同で買受けを希望する者については、素材生産を実施する者に関して記載する
 こと。

2 自社工場で消費する場合は、販売先欄に「自社」と記載すること。

3 備考欄には、取り扱い製品を記載すること。

(2) 令和○年度事業計画（原木の流通）

ア 令和○年度 原木調達計画

実施公告3(1)のイ・ウに
該当する者が申請する場合に記載

単位：m³

樹材種	四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
スギ			600	150	250	1,000
ヒノキ			200	250	550	1,000
計			800	400	800	2,000

注) 共同で買受けを希望する者については、原木市場等に関して記載すること。

・ 1 「買受希望数量・時期等」の数量と一致させること
 ※複数年協定の場合は初年度の数量を記載する
 ・ 複数の原木市場等が共同して買受希望する場合は、
 市場毎に記載し、その合計数量を一致させる

イ 令和○年度 原木納入計画

樹材種	納入先	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
スギ	◇◇合板		400	150		550
スギ	△△産業		200		250	450
ヒノキ	〇〇製材(株)		200	250	550	1,000

注) 1 共同で買受けを希望する者については、原木市場等に関して記載すること。

2 納入先が多数ある場合は、納入数量上位5者程度について記載し、それ以外の者については「その他」としてまとめて記載すること。

(3) 令和○年度事業計画（製材品）

ア 令和○年度 原木消費計画

実施公告3(1)のア
に該当する者が申請する場合に記載

単位：m³

樹材種 又は製材品	四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
スギ			600	150	250	1,000
ヒノキ			200	250	550	1,000
計			800	400	800	2,000

注) 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載すること。

・ 1 「買受希望数量・時期」の数量と一致させること
 ・ 複数の製材工場等が共同して買受希望する場合は、
 製材工場毎に記載し、その合計数量を一致させる

イ 令和〇年度 製材品加工計画

単位：m³

製材品	四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
スギ			400	250	350	1,000
ヒノキ				350	650	1,000
計			400	600	1,000	2,000

注) 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載すること。

ウ 令和〇年度 製材品出荷計画

単位：m³

製材品	出荷先	前期よりの繰越	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
集成管柱	〇〇(株)			400	350	150	900
合板	(有)□□				250	850	1,100

注) 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載すること。

(4) 令和〇年度事業計画 (最終製品)

ア 令和〇年度 製材品消費計画

実施公告3(1)の エ
に該当する者が申請する場合に記載

単位：m³

製材品	四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
原料材N		500	500	500	500	2,000
計		500	500	500	500	2,000

注) 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載すること。

イ 令和〇年度 最終製品加工計画

・当該製品の加工をする場合に記載

単位：m³

最終製品	四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
燃料用チップ		500	500	500	500	2,000
計		500	500	500	500	2,000

注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載すること。

2 単位は最終製品に応じて変更して差し支えない。

ウ 令和〇年度 最終製品販売計画

単位：m³

最終製品	販売先	前期よりの繰越	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
燃料用チップ	〇〇発電所		500	500	500	500	2,000
			・当該製品の加工をする場合に記載				

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載すること。
 2 単位は最終製品に応じて変更して差し支えない。

4 事業内容（申請時前年度実績）
 システム販売に係る実績だけ記載すること。

・4月～翌年3月までを1年度とし、公告日を基準に前年度を解釈する
 ・令和7年3月1日公告であれば、令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間が前年度

(1) 素材生産実績

単位：m³

	国 有 林				民 有 林				合計
	国有林から直接請負	製材業者等からの請負	立木購入	計	森林所有者から直接請負	製材業者等からの請負	立木購入	計	
主伐									
間伐			立木のシステム販売時に使用するため記載不要						
計									

- 注) 1 共同事業体を結成した場合、及び素材生産を実施するものが企業合同又は協同組合に改組した場合、個々の素材生産を実施するものの実績を過去の実績として認める。
 2 申請する森林管理局管外の実績については（ ）外書きで記載すること。
 3 数量は素材材積とする。
 4 民有林欄は国有林以外とし、自社山林に係る生産量は立木購入欄に記載すること。
 5 共同で買受けを希望する者については、素材生産を実施するものに関して記載すること。

(2) 原木取扱実績

実施公告3(1)のイ・ウに該当する者が申請する場合に記載

樹材種	納入先	数量(m ³)	備考
スギ	〇〇製材(株)	10,000	
ヒノキ	その他	30,000	

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、原木市場等に関して記載すること。
 2 納入先が多数ある場合は、納入数量上位5者程度について記載し、それ以外の者

については「その他」としてまとめて記載すること。

(3) 製材実績

実施公告3(1)の ア に該当する者が申請する場合に記載

ア 原木（又は製材品）の入荷量、消費量（出荷量）、在庫量

区 分		数 量 (m ³)
年度当初在庫量		1,000
当 年 入 荷 量	国有林材	8,000
	その他国産材	15,000
	外 材	
	計	23,000
当年度消費量 (当年度出荷量)		22,000 (13,000)
年度末在庫量		2,000

・複数の製材工場が共同して買受けを希望する場合は、工場別に記載する

←製材工場等について製材品の出荷量を記載する

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載すること。
2 原木と製材品の両方を取り扱っている場合は区分して記載すること。

イ 主製材品の生産量、販売量、在庫量

区 分	製材品名 (集成管柱)	製材品名 (チップ)
	数 量 (m ³)	数 量 (m ³)
年度当初在庫量	300	
当年度生産量	7,000	5,000
当年度販売量	6,800	4,700
当年度自社内消費量		
年度末在庫量	500	

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載すること。
2 製材品で購入したものは () 外書きで記載すること。

ウ 製材品の種類別販売量、主な出荷先及び売上高

種 類	数 量 (m ³)	主な出荷先	売上高 (千円)
集成管柱	6,800	〇〇住建(株)	13,600
チップ	4,700	〇〇バイオマス	2,000
計	9,500		15,600

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載すること。
2 他の業種へ販売した場合は、主な出荷先欄にその業種を記載すること。

(4) 最終製品製造実績

実施公告3(1)のエに該当する者が申請する場合に記載

ア 製材品の入荷量、消費量（出荷量）、在庫量

区 分	数 量 (m ³)
年度当初在庫量	
当年度入荷量	
当年度消費量 (当年度出荷量)	
年度末在庫量	

注) 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載すること。

イ 主最終製品の生産量、販売量、在庫量

区 分	最終製品名 ()	最終製品名 ()
	数 量 (m ³)	数 量 (m ³)
年度当初在庫量		
当年度生産量		
当年度販売量		
当年度自社内消費量		
年度末在庫量		

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載すること。
2 単位は最終製品に応じて変更して差し支えない。

ウ 最終製品の種類別販売量、主な出荷先及び売上高

種 類	数 量 (m ³)	主な出荷先	売上高 (千円)
計			

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載すること。
2 単位は最終製品に応じて変更して差し支えない。

(別添)

国有林材の安定供給システム申請書 添付書類一覧

添付書類	添付書類の内容	省略	備考 (省略する場合の対象物件)
	直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書	○	令和○年度○号物件と同様
	納税証明書	○	令和○年度○号物件と同様
○	社会保険の加入を証する書類（※任意様式可能）		
	保有する資格を証する書類		
○	・林産物売払い一般競争参加資格		
—	・全省庁統一資格「役務の提供（その他）」	—	主伐後の造林の実施を含む協定の場合添付は必須
○	・JAS認定		
—	・森林認証材		
—	・その他（ ）		
○	国有林材の安定供給システムに係る企画提案書	—	物件ごとに添付は必須
○	販売先との協定書の写し		
○	木質バイオマス発電所との取引協定書写し		木質バイオマス発電所に対して燃料となるチップ等を供給することとして申請する場合
○	直近の計量器の検定又は定期検査に合格していることが証明できるものの写し		
—	植栽の意思表明書	—	主伐後の造林の実施を含む協定の場合添付は必須

- 注) 1 複数の者による共同申込みの場合は、それぞれ添付書類を提出してください。
 2 添付書類は協定予定者を選定する際の審査以外に使用することはありません。
 3 企画提案書、植栽の意思表明書を除き、添付書類は「写し」の提出で結構です。
 4 本公告にて複数物件に応募する場合も、添付書類の省略が可能です。

なお、○年○月1日以降の公告日におけるシステム販売への申請が2回目以降となる場合は、○年○月1日以降の公告に提出したものと内容に異同がない場合に限り、提出を省略できます。省略する場合は、省略欄に○を記入のうえ、備考欄に「○年度第○号物件と同様」等を記入してください。